



第2部 健康でみんなが支え合うまち

第2部 健康でみんなが支え合うまち

第1章 + 健康で元気なまちづくり



第1節 健康づくりの推進

【将来の姿】

市民一人ひとりが望ましい生活習慣を実践し、生涯にわたり心身ともに健やかな生活を送るための取組を地域ぐるみで実践しています。

【現況と課題】

本市においては、がんや循環器疾患等生活習慣病による死亡割合が約6割を占めています。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、食生活や身体活動などの生活習慣が大きく変化しています。さらに、急速な高齢化の進展により、医療や介護に係る負担が一層増えているなど、社会経済状況の変化による健康状態の差が深刻化することが危惧されています。

このような状況の中、市民が健康で元気に自立した生涯を送ることができるよう、子どもから高齢者までのすべての人が、身近な地域で健康づくりに取り組むことができる環境づくりが必要です。

主な死因上位5位の死亡数・死亡率

(単位：人、対10万人)

| 平成24年 | 1 位 | | 2 位 | | 3 位 | | 4 位 | | 5 位 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|------|
| | 実 数 | 率 | 実 数 | 率 | 実 数 | 率 | 実 数 | 率 | 実 数 | 率 |
| 富山県 | 悪性新生物 | | 心疾患 | | 脳血管疾患 | | 肺炎 | | 老衰 | |
| | 3,493 | 325.8 | 1,773 | 165.4 | 1,376 | 128.4 | 1,354 | 126.3 | 680 | 63.4 |
| 射水市 | 悪性新生物 | | 心疾患 | | 脳血管疾患 | | 肺炎 | | 老衰 | |
| | 299 | 326.7 | 180 | 196.7 | 109 | 119.1 | 98 | 107.1 | 52 | 56.8 |

(資料：富山県厚生部医務課「人口動態統計」)

【目指す方向】

乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけるため、ライフステージに応じた健康づくりを支援し、「健康寿命²⁸の延伸」を推進するとともに、市民一人ひとりが自らの健康状態を把握し、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援体制の整備を推進します。



²⁸ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

【施策の内容】

第1 健康づくり体制の充実

健康的な生活習慣を目指し、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組める体制づくりを推進します。

1 地域ぐるみの健康づくり

- (1) 健康づくりを担うボランティアの育成
- (2) 健康づくりボランティア団体の活動支援

2 関係機関との連携強化

- (1) 保健、医療、福祉関係機関との連携強化
- (2) 保健事業の学校・企業等との連携強化

3 健康づくり基盤の整備と情報発信の充実

- (1) 射水市健康増進プラン²⁹に基づく健康づくり指標の提示
- (2) ホームページの充実とケーブルテレビ等の活用

4 保健センター機能の充実及び健康管理システムの有効活用



第2 健康な生活習慣の推進

健康的な生活習慣を推進するために、運動習慣、食生活、こころの健康、歯の健康、禁煙等に重点をおいた取組を進めます。

1 健康づくりのための運動習慣の定着

- (1) ヘルスボランティア活動による運動習慣の普及啓発
- (2) 健康教室の充実など運動習慣の環境整備
- (3) 総合型地域スポーツクラブ等との連携強化

2 健康的な食習慣の推進

- (1) ライフステージに応じた健康な食生活を学ぶ機会の提供
- (2) 食育及び食事バランスガイドの普及啓発
- (3) 地域に根ざした食生活改善推進員活動の定着

3 こころの健康づくり

- (1) こころの健康に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 相談体制の充実と関係機関との連携

4 歯と口の健康づくり

- (1) 生涯にわたる歯科保健推進体制の整備
- (2) フッ素を有効活用した歯質強化対策の推進
- (3) 歯周病予防の推進

5 禁煙の推進と受動喫煙のない環境づくり

- (1) 喫煙と健康被害に関する知識の普及啓発
- (2) 地域や職場等での禁煙及び受動喫煙防止の取組の推進
- (3) 未成年者への喫煙防止教育の推進



大门小学校 新谷 真由



²⁹ 射水市健康増進プラン：健康寿命の延伸を総合目標とする健康増進計画。計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間

6 飲酒に関する対策の推進

- (1) 飲酒に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 未成年者への飲酒防止教育の推進

第3 生活習慣病等の予防の推進

死亡の主要原因であるがん及び循環器疾患に加え、糖尿病や急速に増加している慢性閉塞性肺疾患（COPD）³⁰の罹患率を抑制するため、生活習慣の改善を推進し、「健康寿命の延伸」を進めます。

1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 [非感染性疾患（NCD）³¹の予防]

- (1) メタボリックシンドロームや糖尿病の予防に向けた取組の普及啓発
- (2) 生活習慣病のリスクに応じた保健・栄養指導の充実
- (3) 医療保険者等関係機関との連携

2 がんの予防

- (1) 各種がん検診の精度管理と検診体制の整備
- (2) 食生活や生活習慣の改善によるがん予防の推進
- (3) 検診受診率の向上と精密検査受診の徹底

3 感染症の予防

- (1) 感染症予防の正しい知識や情報の提供
- (2) 予防接種体制の充実と接種率の向上
- (3) 感染症危機管理体制の整備



ことばの解説
③ 慢性閉塞性肺疾患（COPD）：主として、長期喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主要な症状として、緩やかに呼吸障害が進行する。

④ 非感染性疾患（NCD）：生活習慣の改善により予防可能な疾患

第1章 健康で元気なまちづくり

第2節 高齢社会対策の推進

【将来の姿】

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で人生の最期まで、自分らしい暮らしを続けることができる環境が整っています。

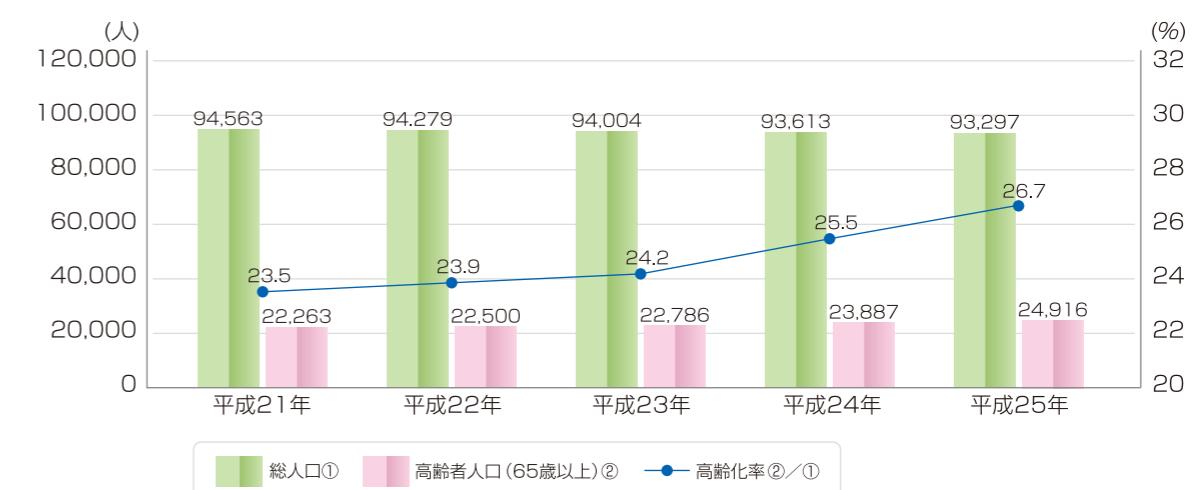
【現況と課題】

いわゆる団塊世代が65歳を迎え、高齢者人口が急増していますが、要介護認定者数は、わずかな伸びにとどまっています。一方、要介護認定者の中でも寝たきりや認知症高齢者は増加しています。また、核家族化の進展による一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えてきており、地域での支え合いが求められています。

このような状況の中、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる環境の整備や高齢者の社会参加、就業等への支援が重要となっています。また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、徹底した介護予防、健康づくり、総合相談体制の充実を図るとともに地域包括ケアシステム³²への取り組みを推進する必要があります。



射水市の高齢者人口及び高齢化率の推移（各年10月1日現在）



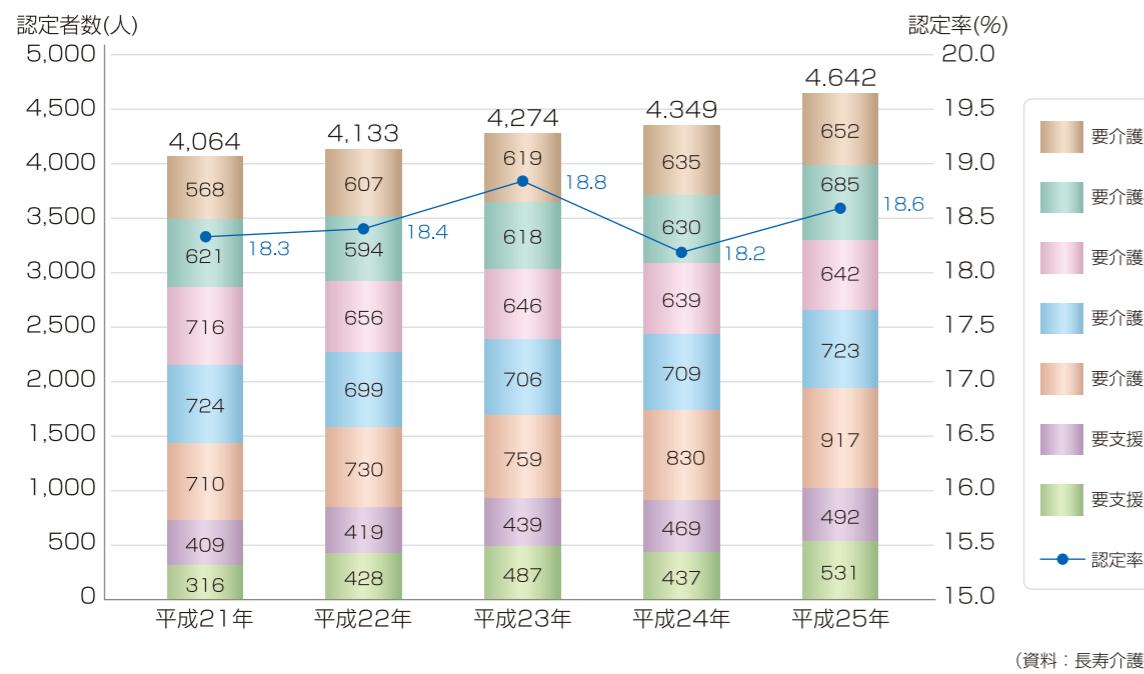
ことばの解説

ことばの解説
③ 地域包括ケアシステム：高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいが、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制

第2部 健康でみんなが支え合うまち

第2部 健康でみんなが支え合うまち

要介護認定者数の状況（各年10月1日現在）



【目指す方向】

健康づくりと介護予防を強化するとともに、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、高齢者自らの持てる力を最大限に発揮できる高齢社会の形成を目指します。

【施策の内容】

第1 高齢者への自立支援

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、約8割を占める元気な高齢者への支援を推進します。また、介護予防に向けた取組を充実し、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活が送ることができるよう、連続した支援体制づくりを推進します。

1 元気な高齢者への活動支援

(1) 元気な高齢者の健康維持・増進

- ア 中高齢期の健康づくりの知識の普及と健康不安への相談・サポート体制の充実
- イ 生活習慣病予防、寝たきり予防のため、スポーツクラブ等と協働して地域での運動習慣定着化を目的とした運動教室の推進
- ウ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）³³の予防



³³ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：主に加齢により運動器の機能が衰えることで、介護が必要になったり寝たきりになったりする可能性が高い状態

- 工 閉じこもり予防のための高齢者サロンへの支援
才 高齢者の移動手段の確保

2 社会参加の促進と生きがいづくり

(1) 元気な高齢者の社会参加の促進

- ア 老人クラブ活動への支援
- イ 自主的な社会貢献活動の促進
- ウ 世代間交流の推進

工 生涯学習施設や文化・交流施設の活用の促進

(2) 就労機会の充実

- ア シルバー人材センターの活動の促進
- イ 豊富な経験や高い能力を生かす雇用の促進

3 介護予防活動の推進

(1) 一次予防事業（生活機能の維持・向上）の推進

- ア 介護予防教室による知識の普及啓発
- イ 運動を取り入れた介護予防教室の開催
- ウ 介護予防に資する地域活動組織の育成・支援

工 うつ、閉じこもり予防教室の開催

(2) 二次予防事業の推進（生活機能低下の早期発見・早期対応）

- ア 生活機能低下者の早期把握
- イ 運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防教室の開催

(3) 介護予防マネジメントの充実

- ア 要介護者に適した介護予防ケアプランの作成
- イ 運動機能の向上、栄養改善等介護予防サービスの提供



第2 高齢者の尊厳を保つための取組

認知症高齢者とその家族への支援や高齢者の虐待防止と権利擁護の取組を推進します。

1 高齢者の尊厳を保つための取組

(1) 認知症高齢者対策の推進

- ア 認知症ケアパス体制³⁴の整備



歌の森小学校 橋爪 優奈



大門小学校 河合 唯香



³⁴ 認知症ケアパス体制：認知症の症状進行に合わせた適切な医療・介護サービスの提供の流れを標準的に示す体制

- イ 認知症について正しく理解するための普及啓発の推進
- ウ 認知症の予防や早期発見のための体制の整備
- エ 認知症を抱える家族に対する支援の充実
- (2) 地域での生活を支える体制の整備
 - ア 徘徊高齢者緊急ダイヤルサービスの推進
- (3) 高齢者の虐待防止、権利擁護の推進
 - ア 高齢者虐待防止対策の推進
- イ 成年後見制度の普及啓発の推進
- ウ 市民後見人の育成

第3 介護サービスの充実

高齢者が在宅で安心して生活を送れるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービス等による介護サービスの充実を図ります。

1 在宅支援の充実

- (1) 包括的な地域支援体制の推進
 - ア 地域包括支援センターの機能の充実
 - イ 地域包括ケア体制の構築
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメントの推進
 - エ 地域包括支援センター業務の普及啓発の推進
 - オ 地域ケア会議の推進
- (2) 在宅サービス基盤の充実
 - ア 在宅サービス基盤の整備と質の向上
 - イ 地域で支えていくための地域ケア体制の強化
 - ウ 高齢者や障がい者、子ども等が一緒にサービスを受けられる富山型デイサービスの促進
- (3) 在宅での生活を支える対策の推進
 - ア 家族介護者に対する支援の充実
 - イ 高齢者の見守り活動の推進
- (4) 安心して生活が継続できる住まいの普及
 - ア 介護あんしんアパート³⁵整備への支援
 - イ サービス付き高齢者向け住宅の整備促進
 - ウ 住宅改修等への支援の推進
- (5) 在宅医療・介護の推進
 - ア 在宅医療と在宅介護の連携強化
 - イ 多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進

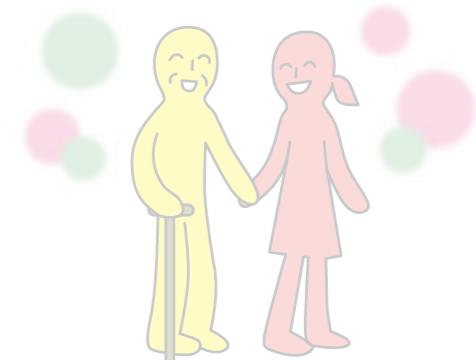


中太閤山小学校 柴田 あづさ

- ウ 医師会等と地域の関係機関との連携体制の推進

2 介護サービス基盤の充実

- (1) 地域密着型サービスの充実
 - ア 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護等の介護サービスの充実
- (2) 居宅・施設サービスの充実
 - ア 訪問介護、通所介護等の居宅サービスの充実
 - イ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設等施設サービスの充実



³⁵ 介護あんしんアパート：小規模多機能型事業所等に併設された高齢者向けのアパート。戸数の 1/2 以上は要介護認定を受けた人がいる世帯を条件とする。

第2章 やさしさで支え合うまちづくり



第1節 地域福祉の推進

【将来の姿】

すべての市民が自主的・積極的に福祉活動に参加し、高齢者、障がい者、子ども等を地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティが形成されています。

【現況と課題】

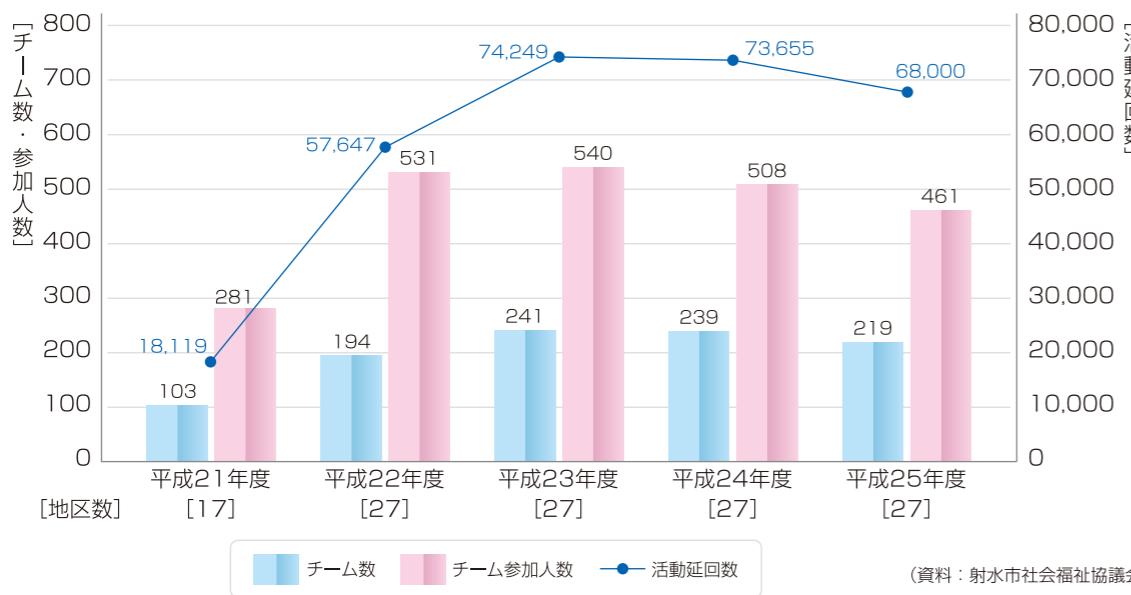
少子高齢社会の進展や価値観の多様化等による世帯の小規模化、人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における支え合いの意識や機能が低下しています。

一方、住み慣れた地域で安心して生活し続けたいというニーズは高く、地区社会福祉協議会が組織化されるなど、地域の支え合いに向けた取組は始まっており、その活動の一層の促進が求められています。

このような状況の中、地域で、その特性を生かした地域福祉の継続的な取組を活発化させる必要があります。

また、福祉や健康づくりの核となる施設の統合整備が課題となっています。

ケアネット活動³⁶状況の推移



³⁶ ケアネット活動：地域の人ができる見守りや話し相手などの支援活動を通じて、地域住民の相互の支え合いをつくるとともに、保健・医療・福祉など生活を支援する関係者ともネットワークを図ることで、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めようとする活動

【目指す方向】

住み慣れた地域で、高齢者、障がい者、子育て中の人など、支援を必要とする人に必要な支援が行き届くよう、市民が主体となって、互いに助け合い支え合う地域が一体となった福祉体制づくりを目指します。

【施策の内容】

第1 地域福祉支援体制の拡充

関係機関・団体・行政が互いに連携しながら、あらゆる市民が自主的かつ積極的に福祉活動に参加できる体制を整備し、地域福祉活動を推進します。

1 地域福祉支援体制の充実

(1) 社会福祉協議会等との連携

ア 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と連携した福祉活動の促進

イ 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の自立支援

(2) ボランティアなど社会貢献活動の促進

ア ボランティアなど社会貢献活動への参加促進及びその支援

イ ボランティアなどの活動推進体制の整備

2 福祉に対する意識の向上

(1) 福祉意識づくり

ア 助け合い、支え合い意識の向上

イ あらゆる人の社会参加の促進

(2) 更生保護活動の充実

ア 社会復帰を支援する更生保護事業への支援

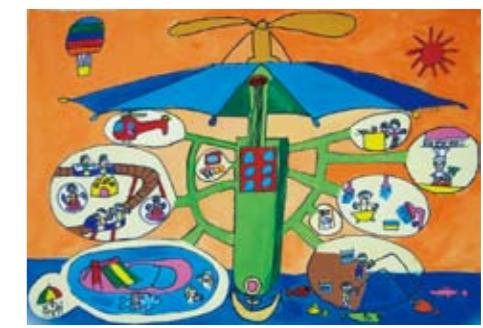
第2 地域福祉活動の充実

支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、民生委員・児童委員や福祉ボランティアを支援し、地域の力を生かした地域福祉活動の充実を図ります。

1 地域の力を生かした地域福祉活動の充実

(1) 安全で暮らしやすい環境づくり

ア 災害時要援護者登録や
いのちのバトン事業³⁷の充実



大門小学校 鈴木 琉之介



³⁷ いのちのバトン事業：高齢者や障がい者など支援を必要とする方が、医療情報や本人の状況、緊急連絡先等を記した救急医療情報を「いのちのバトン」という専用容器に入れ、冷蔵庫に保管し、緊急時や災害時の迅速な救命救急対応や、日頃の見守りに活用するもの

- イ 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会への活動支援
 - ウ 各種関係機関の連携強化、地域福祉ネットワークの強化
 - エ 保健・医療・福祉が連携した効果的・効率的な業務体制の推進
- (2) 地域活動の促進
- ア ケアネット活動の充実
 - イ 福祉に関する相談体制の充実
 - ウ 地域福祉に関わる活動を効果的に支援するための、施設の有効活用



第2章 やさしさで支え合うまちづくり

第2節 障がい者福祉の充実

【将来の姿】

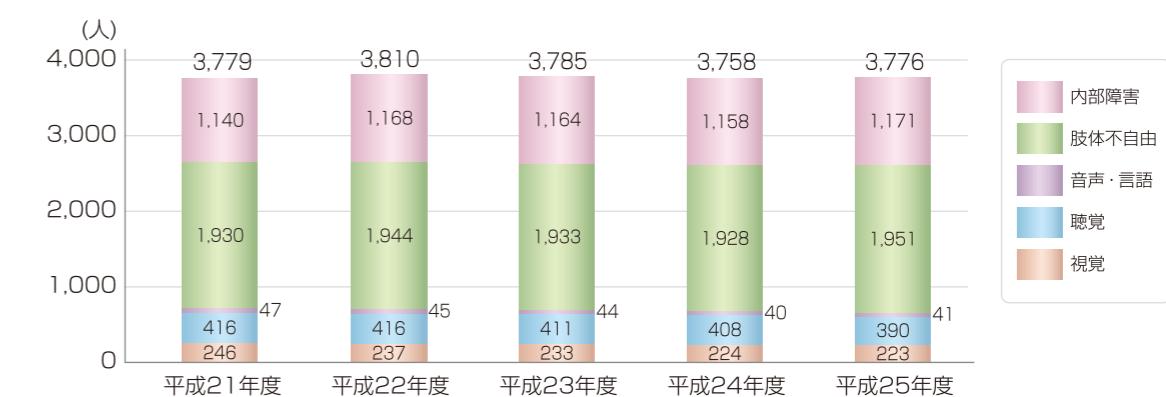
障害のあるすべての市民が障害を理由として差別されず、障害のない市民と等しく社会参加の機会を確保され、住み慣れた地域で十分な意思疎通を図りながら、自らが望む生活を継続して営むことができる共生社会³⁸となっています。

【現況と課題】

本市では、障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の取得者や発達障害、高次脳機能障害及び難病等による一定の障害がある人が年々増加しております。一方、家族構造の変化や、介護者の高齢化など障がい者を取り巻く環境も変化しています。

このような状況の中、障害のあるなしに関わらず、地域で安心して生活を営むことができる共生社会の実現を目指して、平成25年に「障害者総合支援法」が施行されました。また、平成28年には「障害者差別解消法」の施行が予定されるなど、障がい者の希望を尊重して、可能な限り身近な場所で日常生活を送ることができる社会づくりを推進する必要があります。

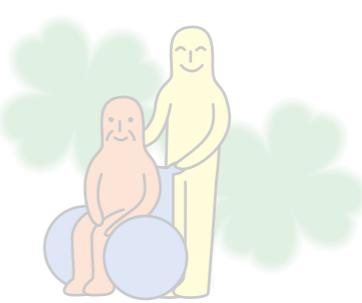
身体障害者手帳交付者数の推移



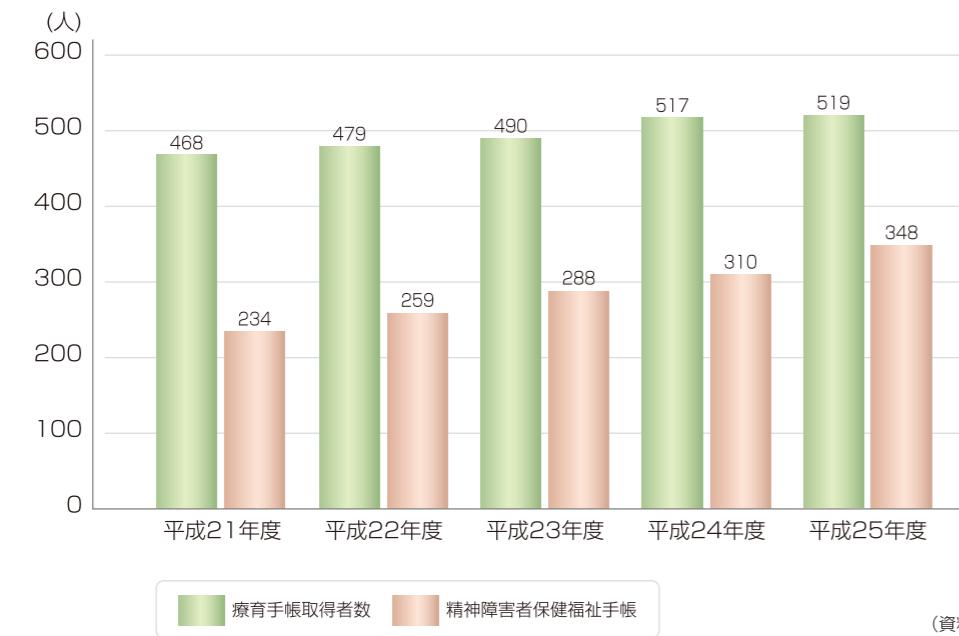
(資料：社会福祉課)



³⁸ 共生社会：障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認めあえる全員参加型の社会



療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



(資料:社会福祉課)

3 障がい者に対する理解の促進

- (1) 障がい者差別解消・啓発活動の推進
- (2) 障がい者虐待防止の周知
- (3) 成年後見等権利擁護の推進
- (4) 市民後見人の育成

第2 障がい者福祉サービスの充実

障がい者や障がい児が、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく福祉サービスを受け、充実した生活ができるための施策を推進します。

- 1 自立支援給付の充実
 - (1) 障害福祉サービスの実施
 - (2) 相談支援サービスの強化
 - (3) 自立支援医療の実施
 - (4) 補装具費支給の実施
- 2 児童通所給付の充実
 - (1) 児童通所サービスの実施
 - (2) 相談支援サービスの実施



【目指す方向】

全ての市民が基本的人権を生まれながらに持ち、かけがえのない個人として尊重されなければならないという理念に基づいて障がい者施策を進めます。

障がい者が可能な限り、身近な場所で必要な支援を受けることができ、社会を構成する一員として十分な社会参加の機会の確保を目指します。

【施策の内容】

第1 障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現

障がい者が気軽に相談でき、いきいきと生活できるための施策を推進します。

1 障がい者の充実した地域生活の推進

- (1) 相談支援体制の強化
- (2) 地域活動支援センターの充実
 - ア 障害特性に添った支援の提供
 - イ 創造的活動又は生産活動の機会の提供
 - ウ 障がい者と地域の交流促進
- (3) 日常生活用具給付等の実施
- (4) 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業等）の推進



「障がい」の表記について

「障がい」の表記のあり方については、障がい者制度改革推進本部において、『「障害」の表記に関する検討結果について』がまとめられています。その結果では、特定の表記は決定されず、法令等による「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後制度改革の集中期間をもとに一定の結論を得ることとされました。

しかし、「障害」の「害」を人に対して使用する場合、負のイメージが強く不快さを感じる場合があることから、法律等で使用されている用語、関係団体・施設の名称、制度の名称などを除き、「障がい」の表記としています。



小杉小学校 小林 謙信



塚原小学校 新中 拓海

第2章 やさしさで支え合うまちづくり

第3節 社会保障の充実

【将来の姿】

安定した保険財政基盤の下、誰もが安心して介護や医療を受けられ、自立して生活できるやさしい社会が実現しています。



【現況と課題】

本市では、年々の介護保険給付費や医療費の増加が、保険財政に深刻な影響を与えており、長引く景気低迷などから生活保護の相談や申請が増加傾向にあります。

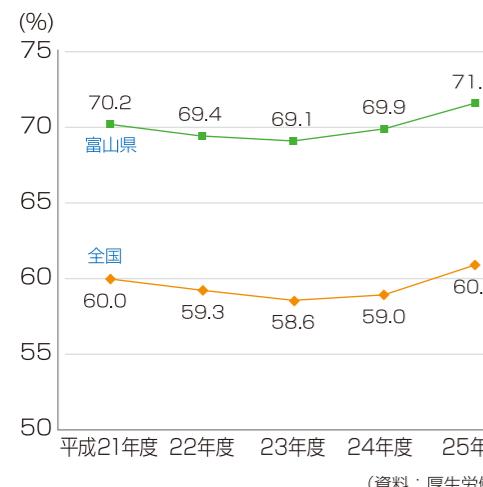
このような状況の中、介護保険給付費や医療費の適正化及び保険税（料）の収納率の向上を図るなど、各種保険・医療制度や年金制度の円滑な運営、生活保護受給者や生活困窮者の自立を支援する仕組の構築が必要です。

国民健康保険加入状況の推移（各年度3月31日現在）

| 区分 | 人口(人) | 被保険者数(人) | 加入率(%) | 保険税収納率(%) | 特定健診受診率(%) | 特定保健指導実施率(%) |
|--------|--------|----------|--------|-----------|------------|--------------|
| 平成20年度 | 96,489 | 20,461 | 21.21 | 92.74 | 41.05 | 24.49 |
| 平成21年度 | 96,205 | 20,679 | 21.49 | 92.56 | 40.83 | 16.81 |
| 平成22年度 | 95,851 | 21,008 | 21.92 | 95.22 | 41.50 | 16.70 |
| 平成23年度 | 95,546 | 21,153 | 22.14 | 96.26 | 41.71 | 15.64 |
| 平成24年度 | 95,112 | 21,051 | 22.13 | 96.29 | 39.86 | 20.30 |

(資料：保険年金課)

国民年金保険料（現年分）の納付率の推移



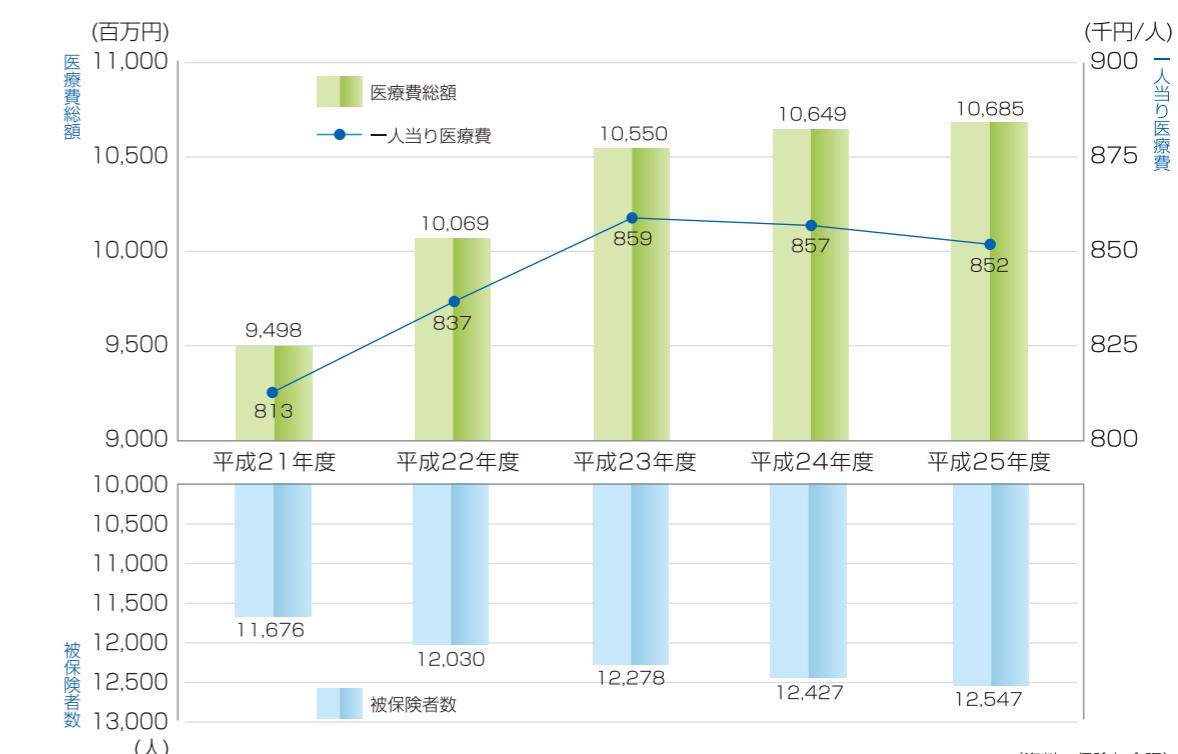
(資料：厚生労働省)

介護保険給付費の推移（射水市）



(資料：長寿介護課)

後期高齢者医療費の推移



(資料：保険年金課)

生活保護の相談・申請件数、生活保護世帯数の推移（各年度3月31日現在）

| 区分 | 相談件数 | 申請件数 | 保 護 実 数 | | | 富山県 保護率(%) |
|--------|------|------|---------|-------|--------|---------------|
| | | | 世帯数(世帯) | 人数(人) | 保護率(%) | |
| 平成21年度 | 137 | 33 | 131 | 164 | 1.73 | 2.84 |
| 平成22年度 | 183 | 34 | 129 | 160 | 1.70 | 3.13 |
| 平成23年度 | 153 | 20 | 129 | 156 | 1.67 | 3.17 |
| 平成24年度 | 135 | 18 | 119 | 145 | 1.56 | 3.32 |
| 平成25年度 | 136 | 26 | 123 | 154 | 1.67 | 3.31 |

※保護率：人口1,000人当たりの保護人員数

(資料：社会福祉課「福祉行政報告例」)

【目指す方向】

介護保険制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、国民年金制度等は、国民の健康や安定した暮らしを支えるための重要な公助システムです。市民一人ひとりが認識できるよう周知・啓発を図り、これらの保険制度の適正な運営と財政の健全化を図ります。また、生活保護受給者や生活困窮者に適正な支援を実施し、誰もが安心して自分らしい生活が送れる社会を目指します。

【施策の内容】

第1 介護保険の適正な運営

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営するため、要介護認定の適正な実施とともに介護サービスの適正な利用を推進します。

1 介護保険の適正な運営

(1) 介護保険制度に関する情報提供の充実

ア 介護保険制度の普及啓発

イ 介護サービス事業者などの情報提供

(2) 介護サービス事業者への指導・監督

ア 利用者に適した介護サービス提供のための指導・監督

イ 介護サービス提供のための富山県との連携

(3) 要介護認定の公平かつ適切な実施

ア 認定審査会委員や訪問調査員への研修会の開催

(4) 介護サービス適正化の推進

ア 居宅介護サービス計画（ケアプラン）の適正化

イ 介護サービス事業者の従事者のための研修会の開催

ウ 地域包括支援センターを中心とした介護サービスの情報提供

(5) 介護保険事業計画の策定

ア 国や富山県の介護保険関連計画との調整

イ 市の健康、福祉、保険関連計画との調整

第2 国民健康保険事業の適正な運営

国民健康保険事業の適正な運営のために、安定的な税収の確保、医療費の適正化、健康意識の向上、疾病予防や早期発見・治療及び重症化予防に努めます。

また、これから検討が進められる医療保険制度改革の的確な情報収集と対応に努め、国民健康保険財政の健全かつ安定的な運営を図ります。

1 保険財政安定化の推進

(1) 国民健康保険制度の普及啓発

(2) 保険税の多様な納付環境の整備と口座振替の推進

(3) 医療費適正化の推進

2 保健事業の推進

(1) 特定健康診査・特定保健指導の充実

(2) 国保データベースシステム³⁹の活用による健康水準の向上

(3) 人間ドック事業及び生活習慣病予防の推進



歌の森小学校 浅岡 香里奈



³⁹ 国保データベースシステム：医療や介護のレセプト、健診データなどを活用し、健康データや統計情報を作成するシステム

第3 後期高齢者医療の適正な運営

富山県後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、高齢者の医療の確保に関する法律に定める市町村事務と制度の適正な運営に努めます。

1 窓口・相談業務の実施

(1) 被保険者の適切な資格管理・医療給付

(2) 保険料の適正な賦課・徴収

(3) 制度の更なる普及啓発

2 保健事業の推進

(1) 健康診査の充実

第4 国民年金制度の啓発

制度への理解や納付意識の向上を図り、老後の安定した生活基盤を確立するため、制度の趣旨や重要性の啓発と相談体制の充実を図ります。

1 制度に関する情報提供の充実

(1) 広報啓発の実施

(2) 口座振替等利用の推進

2 相談体制の充実

第5 生活援護の充実

生活保護の適正実施に取り組み、生活保護受給者が自立した生活ができるよう個々の状況に応じた支援を実施するとともに、生活困窮者の自立を促すための相談支援体制を構築します。

1 要保護者の把握・相談体制の強化

(1) 民生委員、関係機関との連絡・連携

2 生活保護受給者の自立に向けた支援の実施

(1) 自立支援プログラムの活用

3 生活困窮者に対する自立相談支援体制の構築

(1) 社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関と連携した自立相談支援の実施



第3章 医療体制の整ったまちづくり



第1節 医療体制の充実

【将来の姿】

かかりつけ医から専門機関へ、病院から在宅といった地域の医療機関が緊密に連携する医療体制が整い、市民が安心して暮らしています。

【現況と課題】

市民の多様な医療ニーズに対応し、いつでも安心して、適切で質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制及び救急医療体制の充実、強化が求められています。

地域医療の体制としては、市民病院が基幹病院としての役割を担い、また市内の身近なかかりつけ医・薬局が、地域医療の重要な役割を担っています。今後も市民病院と市内の医療機関等の連携強化や機能分担の促進、高齢社会に対応した在宅医療の推進を図ることが必要です。

救急医療の体制としては、市民病院を始め、医師会が実施している休日在宅当番医制及び高岡市急患医療センターでの初期救急⁴⁰、高岡医療圏域の公的病院での第二次救急⁴¹、さらに厚生連高岡病院での第三次救急⁴²の医療体制が整備されています。引き続き関係機関の連携・協力体制を強め、広域的な救急医療体制を充実・強化していく必要があります。

災害医療の体制としては、市民病院・医師会及び災害拠点病院のネットワークを強化し、自然災害や事故災害に対応できる体制を構築する必要があります。

高岡医療圏構成市町村別医療施設数、病床数

| 区分 | | 医療施設(箇所) | | | | 病床数(床) |
|-----|-------------|----------|-----|-------|----|--------|
| | | 病院 | 診療所 | 歯科診療所 | 薬局 | |
| 射水市 | 平成21年4月1日現在 | 6 | 57 | 31 | 24 | 898 |
| | 平成26年4月1日現在 | 6 | 57 | 33 | 31 | 856 |
| 高岡市 | 平成21年4月1日現在 | 17 | 146 | 86 | 77 | 3,285 |
| | 平成26年4月1日現在 | 17 | 132 | 84 | 74 | 3,053 |
| 氷見市 | 平成21年4月1日現在 | 4 | 32 | 18 | 14 | 682 |
| | 平成26年4月1日現在 | 4 | 32 | 17 | 15 | 456 |

(資料：富山県高岡厚生センター)



40 初期救急：入院の必要がなく外来で対処しうる患者に対応する救急医療。休日夜間急患センターや在宅当番医など

41 第二次救急：入院医療を必要とする患者に対応する救急医療

42 第三次救急：二次救急では対応できない重篤な患者に対応する救急医療

高岡医療圏第二次、第三次救急医療体制(平成26年4月1日現在)

| 第二次救急医療体制 | |
|-----------------------|----------------------|
| 病院群輪番制病院 | その他救急告示施設(病院) |
| 休日及び毎夜間 | 医療法人社団整志会沢田記念高岡整志会病院 |
| 射水市民病院 | 医療法人光ヶ丘病院 |
| 厚生連高岡病院 | あさなぎ病院 |
| 高岡市民病院 | 本郷林整形外科病院 |
| JCHO高岡ふしき病院(社会保険高岡病院) | 真生会富山病院 |
| 済生会高岡病院 | 医療法人財団正友会中村記念病院 |
| 金沢医科大学氷見市民病院 | |

| 第三次救急医療体制 |
|-----------|
| 24時間365日 |

(資料：富山県高岡厚生センター)

【目指す方向】

市民が身近な地域で、安心して質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・充実、市民病院と市内医療機関との連携強化と機能分担を進めます。

【施策の内容】

第1 地域医療体制の充実

身近な地域で質の高い医療が受けられるよう、地域医療体制の整備・充実を図ります。

1 市民病院と市内医療機関との連携強化

- (1) 市民病院と市内医療機関との連携強化及び機能分担の促進
- (2) かかりつけ医、かかりつけ薬局の定着や在宅医療体制の充実と連携強化

第2 救急医療体制の充実

いつでも安心して病態に応じた適切な医療が受けられるよう、救急医療体制の充実を図ります。

1 救急医療体制の充実

- (1) 市民病院と市内医療機関との初期救急時間外診療の連携
- (2) 第二次・第三次救急医療機関及び消防本部との連携強化

2 救急医療についての普及啓発

- (1) 救急医療に関する普及啓発及び適切な救急医療情報の提供

第3 災害医療体制の構築

災害時に迅速な対応が取れる体制づくりと関連団体との連携強化を図ります。

1 市民病院、市内医療機関及び災害拠点病院との連携強化



第3章 医療体制の整ったまちづくり

第2節 市民病院における質の高い医療の提供

【将来の姿】

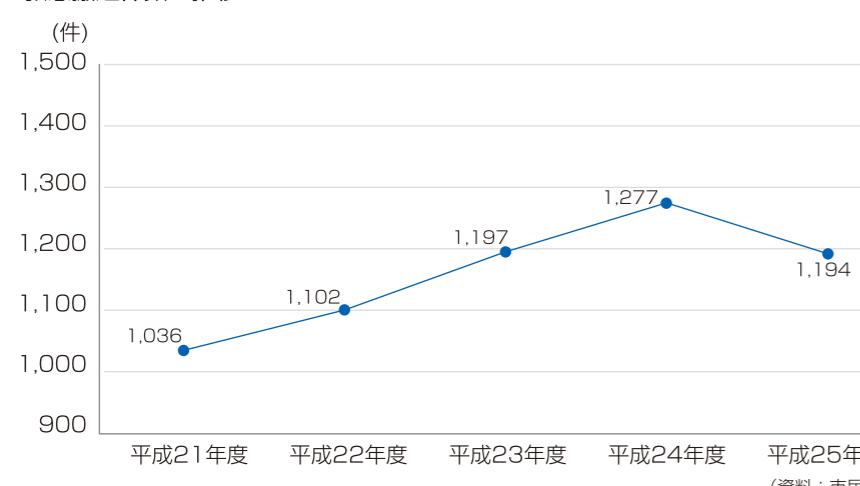
市民病院が地域住民に最も信頼され親しまれる病院となり、本市において他にない優れた特徴を持つ最重要中核医療機関として地域に貢献しています。

【現況と課題】

市民病院は生命を尊重し患者一人ひとりに最適な医療を提供することにより、地域住民から最も信頼され、親しまれる病院になることを目指しています。市民病院が安心できる医療を継続的に提供するためには、患者の立場に立った安全で透明性の高い医療体制を整えるとともに、急性期から慢性期まで対応できる良質の医療、市民が誇れる医療機能を充実させる必要があります。そのためには、救急医療体制の強化と高度専門病院との医療連携、特色ある医療機能の提供、高齢者疾患にも対応できる慢性期医療体制の充実、予防医療の推進を、地域の医療機関や介護・福祉施設と連携して推進していかなければなりません。

また、大規模災害に備えて、市民病院が市内の災害医療の中心的施設として機能できるよう診療棟を耐震整備し、災害対応体制の充実を図る必要があります。

救急搬送件数の推移



【目指す方向】

患者一人ひとりに最適な医療を提供するために、優秀な医療スタッフを確保・育成し医療設備・環境を整備することにより、安全で親身な医療サービスと急性期疾患に対応できる診療体制を強化し、今後の地域連携型医療体制の一翼を担える特徴ある病院機能を確立します。

【施策の内容】

第1 救急医療体制の充実と高度専門病院との医療連携の強化

高岡二次医療圏における救急単独二次輪番病院⁴³としての機能を整えます。また、大学病院との緊密な医療連携により市民に高度専門医療を提供します。

1 救急医療体制の充実

- (1) 脳神経外科、小児科診療の充実
- (2) 大学病院からの救急応援体制の強化
- (3) 救急治療室の設備・環境整備

2 高度専門病院との医療連携の強化

- (1) 大学病院への紹介及び逆紹介の推進
- (2) 大学病院との人的交流の促進
- (3) 大学病院との共同研究及び教育の推進



第2 特色ある医療の提供

循環器診療をさらに充実させ、365日の救急医療から慢性期リハビリ、在宅医療から二次予防まで対応できる体制を構築します。

1 特色ある医療の提供

- (1) 365日24時間の循環器救急対応と重症患者の高度治療
- (2) 心臓リハビリの普及と市民に対する二次予防の推進
- (3) ICTユビキタス・ホスピタルタウン構想⁴⁴による遠隔医療の推進

第3 地域医療・高齢者医療の連携・推進

高齢社会に対応できる医療機能を行政及び地域の医療・介護・福祉機関と連携して推進します。

1 連携による地域医療と高齢者医療の推進

- (1) 保健・福祉及びまちづくり政策と連携した高齢者医療の推進
- (2) 地域医療機関及び介護・福祉施設と連携した高齢者医療の推進
- (3) 在宅療養患者等の受入機能を有し、地域包括ケアを支える病棟の整備



43 救急単独二次輪番病院：入院や手術を必要とする救急患者に対して、複数の病院が当番日を決めて救急医療を行う「病院群輪番制」を組む中で、当番日に単独で救急医療に対応している病院

44 ICTユビキタス・ホスピタルタウン構想：総務省が進めているICT（情報通信技術）を活用した安心・安全なまちづくり「ユビキタスタウン構想推進事業」において採択された射水市のプロジェクト。市全体を一つの病院にみたて、ICTを活用したシステムで在宅患者の病状に関する情報収集を行い、空間的距離を短縮した革新的な遠隔医療を可能にするもの

第4 予防医療の推進

市民への健康への啓発活動を推進するとともに健診機能を強化し、疾病を有する患者を対象とした二次予防を推進します。

1 予防医療の推進

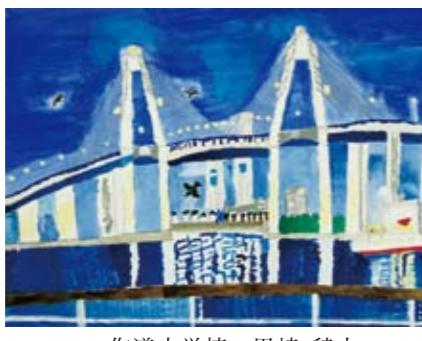
- (1) 市民に対する一次予防の啓発・推進
- (2) 健診・ドック機能充実による早期発見の推進
- (3) 二次予防の拠点としての病院機能の充実

第5 災害対応体制の充実

非耐震の診療棟を改築し、地震等の大規模災害時にも継続して医療を提供できる体制を整備します。

1 災害対応体制の充実

- (1) 施設の耐震化整備
- (2) 防災訓練による対応能力の向上
- (3) 災害に備えた医薬品等の備蓄



作道小学校 黒崎 稔太



新湊小学校 廣原 大和

第3章 医療体制の整ったまちづくり

第3節 発展性のある市民病院の運営

【将来の姿】

職員のチームワークに支えられた体系的な病院マネジメント・システムが確立し、健全で安定した運営がなされています。

【現況と課題】

医療が高度化し患者のニーズが多様化している今日、限られた医療資源のもとで質の高い医療を提供するためには、医療機能の分化と連携がさらに必要とされています。地域連携型医療への医療政策に基づき、市民病院は特色ある医療の展開、地域医療機関との連携、包括算定と効率的病床管理、7対1看護体制の導入を進め、病院経営を改善してきました。

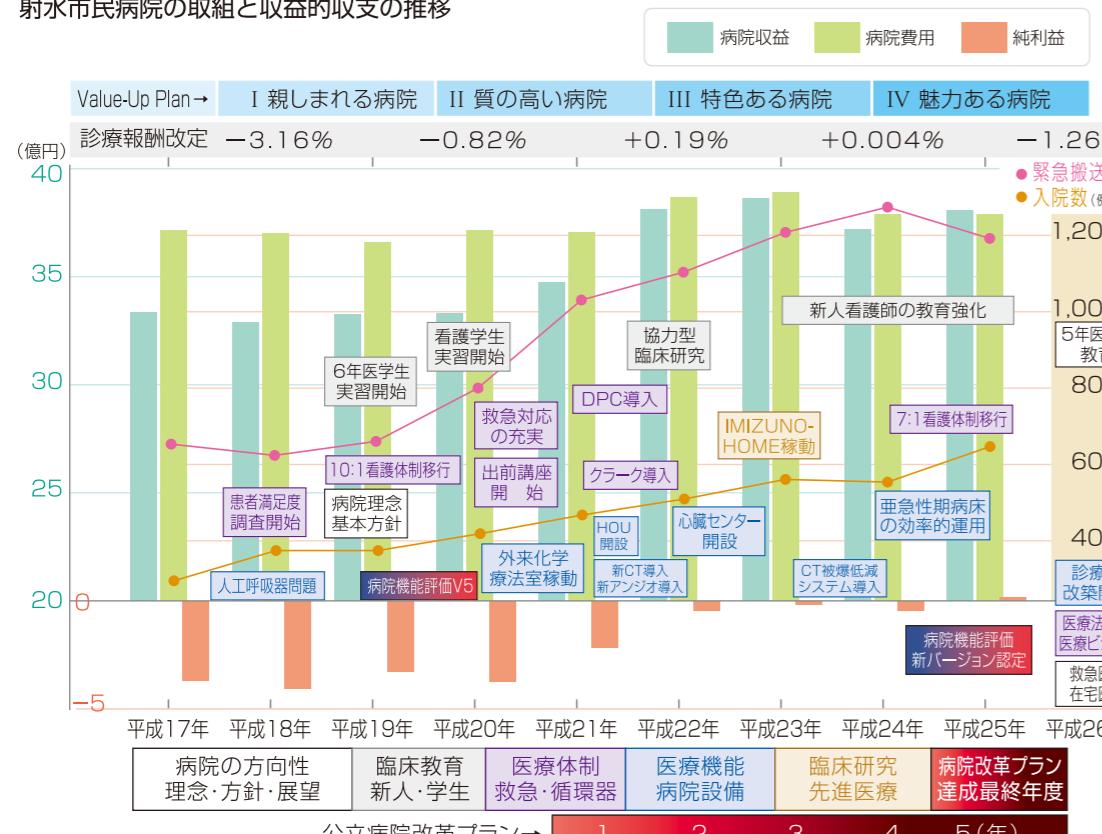
発展性のある病院運営に最も重要なことは、人の集まる病院組織をつくることです。今後の医療動向を見据えて病院の方向性を定め、有能な医療スタッフ、学生・研修医にとって夢のある環境・設備、医療機能及び組織運営を実現しなければなりません。そのためには、病院の理念と基本方針のもと、病院の機能・情報を統合的に分析して戦略をたてる総合企画室を設置し、ここから発信される方針を組織全体が共有し、協力して病院運営に参画する組織風土を醸成することが肝要です。系統的マネジメント・システムにより、職員がやりがいをもって仕事に取り組める環境を整備し、有能な人材が集まる魅力ある病院を目指していきます。



第2部 健康でみんなが支え合うまち

第2部 健康でみんなが支え合うまち

射水市民病院の取組と収益的収支の推移



クラーク：ここでは医師事務作業補助者を指す。医師の指示の下に診断書などの文書作成などを行い、医師の負担軽減を図る職員
DPC(Diagnosis Procedure Combination)：診断群分類別包括支払のこと。従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者の病名とその症状・治療行為をもとに厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる包括評価部分（投薬、注射、処置、入院料等）と出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料等）を組み合わせて計算する計算方式
HCU(High Care Unit)：ICUと一般病床の中間に位置する治療室で、手術直後の患者などの容態管理を24時間体制で行い、高度で緊急を要する医療を行う高度治療室
ICU(Intensive Care Unit)：呼吸、循環、代謝その他の重篤な患者の容態を24時間体制で管理し、効果的な治療を行う集中治療室

(資料：市民病院)

【目指す方向】

病院の理念と基本方針が組織全体に浸透することにより、職員一人ひとりが病院の現状と方向性を認識して、個人の活動が共通の目標に向かって収束する組織風土を確立します。

【施策の内容】

第1 経営健全化の推進

病院運営の中枢となる総合企画室を中心に、バランススコアカード⁴⁵を活用した系統的運営体制を整備します。強い財務体質を構築するために、効率的な病床運営と施設基準や加算取得を目指します。さらに効率的な業務委託の推進や経費の削減等を行い、経営基盤を強化します。



⁴⁵ バランススコアカード：企業経営のマネジメント手法の一つ。財務的視点だけで業績を評価するのではなく、顧客の視点、内部(業務)プロセスの視点、学習と成長の視点という多面的な視点で経営を分析・評価・企画する手法

1 経営基盤の強化

- (1) 総合企画室の設置・運用
- (2) 医療の質の向上と効率的な病床運用
- (3) 医療機能の向上による施設基準⁴⁶の取得
- (4) 業務委託・診療材料費の検討
- (5) ジェネリック薬品及び院外処方箋の推進

第2 魅力ある病院運営

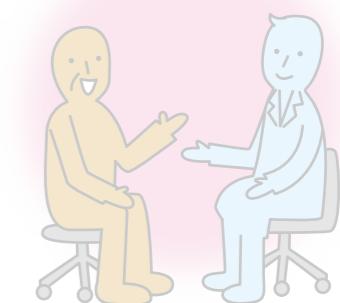
やりがいのある仕事環境・設備を充実させるとともに、人材育成のための施策を強化して有能な人材を確保し、個人の能力が発揮できる組織運営を推進します。また、市民に対してひらかれた病院として、診療だけでなく健康維持や疾病予防など多目的に病院を利用できる環境を整えます。

1 有能な人材の育成

- (1) 職員の教育・研修の充実
- (2) 職員の専門医や認定看護師など資格取得への支援
- (3) 職員のやりがいと能力を促進する人事評価制度

2 多目的な病院の活用

- (1) 医療系学生及び研修医の教育環境及び体制の充実
- (2) 快適な医療環境・施設の整備
- (3) 地域の医療機関及びコミュニティとの連携



第3 医療業務機能の向上

実効性のあるチーム医療の推進とICTの応用により、業務効率及び医療の質を向上させます。

1 業務効率及び医療の質の向上

- (1) 電子カルテ導入による診療機能の効率化
- (2) ICTによる医療情報システムの充実
- (3) クリニカルパス⁴⁷の充実による医療の効率化と標準化
- (4) 多職種チーム医療⁴⁸による安全で効果的な医療の推進



東明小学校 岡部 桃子



⁴⁶ 施設基準：健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制等の基準を定めることにより、安全面やサービス面等を評価したもの

⁴⁷ クリニカルパス：入院中における疾患について、入院、検査、手術、リハビリ等の診療行為の流れを記載した計画書（入院診療計画書）

⁴⁸ 多職種チーム医療：医師、看護師、薬剤師、管理栄養士など、多職種のスタッフが患者のニーズに応じてチームを組み、それぞれの専門性を生かして総合的に医療を提供すること。